第二工場ごみ処理施設維持管理記録書【平成30年度(2018年度)】

1. 処分した廃棄物の種類及び数量(廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目)

種類	号炉	処理量(t)												
生块	,	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
	1 号炉	4280.09	4519.04	2653.44	3199.07	4264.50	4307.99	3820.67	3218.46	4205.92	3340.43	340.91	1655.73	39806.25
可燃ごみ	2 号炉	3730.78	4303.60	4402.39	4491.82	4521.08	1947.01	3612.00	4050.73	4149.61	3298.08	2390.05	1095.21	41992.36
	月合計	8010.87	8822.64	7055.83	7690.89	8785.58	6255.00	7432.67	7269.19	8355.53	6638.51	2730.96	2750.94	81798.61

2. 燃焼室中の燃焼ガスの温度 (℃) (廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ※2に係る項目)

測定位	罟	測定結果※1												維持管理
从江	<u> </u>	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値
燃焼室出口	1 号炉	922	927	926	912	904	920	926	923	903	920	890	929	800°C以上
がが死王山口	2 号炉	861	943	966	964	960	965	941	959	957	949	942	959	000 0以上

^{※1} 測定の結果については、月の平均値とする。

3. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度 (°C) (廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ※2に係る項目)

o. Moralinary aminor, aminor, aminor, aminor, aminor, and aminor, and aminor,														
測定位	罟	測定結果※ 1											維持管理	
州足山		4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値
ろ過式集じん器	1 号炉	161	162	162	161	161	162	162	162	162	163	163	160	200℃以下
入口	2 号炉	157	162	163	166	164	163	161	162	163	162	162	162	200 05/1

^{※1} 測定の結果については、月の平均値とする。

4. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm) (廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ※2に係る項目)

測定益	· '''						測定結	果※1						維持管理
測定位置 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月								3月	基準値					
煙突	1 号炉	5	7	8	7	7	5	6	5	4	5	5	5	100ppm以下
性大	2 号炉	9	11	7	10	7	7	8	7	5	6	5	7	100bbill致 L

^{※1} 測定の結果については、月の平均値とする。

5. 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日

(廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目)

実施個	所	除去を行った年月日
冷却設備	1 号炉	稼働時連続機械除去
/TI AP IX IM	2 号炉	稼働時連続機械除去
排ガス処理	1 号炉	稼働時連続機械除去
設備	2 号炉	稼働時連続機械除去

6. ダイオキシン類の濃度

6-1. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目及びダイオキシン類対策特別措置法第二十八条第一項に係る項目) ☆測定回数は年1回以上

		M WJAL III	13X 18 T 1 1 1 X T						
	測定	位置	項目		測定		自主基準値	法令基準値	
Г			測定年月日	5月2日	8月9日	11月12日	1月8日		
		1号炉	結果報告年月日	6月15日	9月26日	12月20日	2月22日		
	煙突		ng−TEQ/m³N	0.000021	0.0000076	0.000022	0.000019	0.016	0.1
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	2 号炉	測定年月日	5月7日	8月10日	11月13日	1月9日		
		255	結果報告年月日	6月15日	9月26日	12月20日	2月22日		
			ng−TEQ/m³N	0.000056	0.00000056	0.000046	0.000016	0.016	0.1

6-2. 焼却灰等のダイオキシン類の濃度(ダイオキシン類対策特別措置法第二十八条第一項及び第二項)

☆測定回数は年1回以上

測定種別	項目	測定	2結果	自主基準値	法令基準値
	測定年月日	5月10日	8月9日		
溶融飛灰	結果報告年月日	6月15日	9月8日		
	n g −TEQ/g	1	0.65	3	3

測定項目	項目	測定	結果	自主基準値	法令基準値
	採取年月日	5月10日	11月8日		
排水	結果報告年月日	6月15日	12月18日		
	pg-TEQ/I	0.00021	0.0017	10	10

	測定項目	項目	測定	結果	自主基準値	法令基準値
		測定年月日	5月10日	11月15日		
	溶融スラグ	結果報告年月日	6月15日	12月18日		
		n g −TEQ/g	0.0000043	0.000013	1	3

7. 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度(廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目)

☆測定回数は2か月に1回以上。

	以別是凹	数ほ∠か月に1回り	人工。											_
測定	E位置	項目			測定結果							自主基準値	法令基準値	
		測定年月	E .	4月18日	5月8日	6月11日	8月8日	9月3日	11月9日	12月6日	1月7日			1
	-	結果報告年	月日	5月10日	5月29日	6月28日	8月30日	9月27日	11月29日	12月27日	1月28日]
	1号炉	ばいじん	g/m³N	0.00065未満	0.00073未満	0.00069未満	0.00068未満	0.00064未満	0.00067未満	0.00063未満	0.00061未満	0.01	0.04]
	15/	塩化水素	ppm	0.95	1.9	1.5	3.3	1.9	1.2	1.3	0.73	10	120	1
		窒素酸化物	ppm	9.1	6.1	8.2	12.0	19.0	18.0	14.0	14.0	30	180	
煙突		硫黄酸化物	m ³ N/h	0.038	0.059	0.07	0.095	0.036	0.017	0.021	0.013未満	10(ppm)	13.3	K値規制
性人		測定年月	Ė	4月18日	5月8日	6月11日	8月8日	9月3日	11月9日	12月6日	1月7日			
		結果報告年	月日	5月10日	5月29日	6月28日	8月30日	9月27日	11月29日	12月27日	1月28日			
	2 号炉	ばいじん	g/m³N	0.00059未満	0.00065未満	0.00063未満	0.00072	0.00056未満	0.00071未満	0.00065未満	0.00061未満	0.01	0.04	
		塩化水素	ppm	0.95	2.4	2.2	4.0	1.7	2.4	1.7	1.2	10	120	
		窒素酸化物	ppm	14.0	7.0	9.8	11.0	23.0	17.0	13.0	13.0	30	180	
		硫黄酸化物	m ³ N/h	0.061	0.073	0.041	0.041	0.05	0.032	0.038	0.013未満	10(ppm)	13.1	K値規制

単位について

- \diamondsuit ng(ナノグラム)…10億分の1グラム
- ◇ pg(ピコグラム)…1兆分の1グラム
- ◇ TEQ …毒性等量のことで、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2.3.7.8 四塩化ダイオキシンの毒性等量に換算した数値
- ◇m³N (立米ノルマル) …摂氏 0 度、 1 気圧の状態に換算した気体の体積

^{※2} 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

^{※2} 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

^{※2} 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。